

(整理番号: [REDACTED])

令和3年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

[REDACTED]
[REDACTED] 様

消費者庁取引対策課長

特定商取引に関する法律の遵守について

消費者庁取引対策課は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）を所管しているところ、貴社は、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売を行っていると認められます。

[REDACTED]

消費者に誤認を与えるような表示の削除や、特定商取引法で表示が義務づけられている事項の追加等、適切な措置を講じてください。

なお、特定商取引法に違反した販売業者等は、業務停止命令や指示、業務禁止命令などの行政処分のほか、刑事罰の対象となる可能性があることを申し添えます。